

## お知らせ

### 秋田県における タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業）の 運賃・料金の改定等について

昨年8月に燃料費などの高騰と本年3月31日から実施される最低賃金引き上げに伴う人件費増と乗務員確保のための原資の確保を主な理由として、東北運輸局に運賃改定要請・申請を行っていたところ、今般、東北運輸局公示第10号及び公示第11号（令和8年4月27日付）により、6月1日から新運賃・料金が実施されることになりましたのでお知らせします。

また、『地域の足の維持』と『運行体制の強化』のため、一部のタクシー会社では「迎車回送料金」を導入することになりますので重ねてお知らせいたします。

なお、これまでの運賃ブロック（「秋田県A地区」（秋田市）・「秋田県B地区」（秋田市以外））は、『運賃ブロック見直し』（東北運輸局公示第93号：令和6年12月24日付）により、「秋田地区」に一本化されることとなります。

お客様には更なるご負担をお掛けしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますとともに、今後ともご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

## 記

### 「運賃料金の改定」の概要

- ・ 改定実施日 令和8年6月1日から
- ・ 改定率 11.15%
- ・ 実施地域 秋田県全域

### 「迎車回送料金」の概要

- ・ 開始日：令和8年6月1日
- ・ 対象：電話等によるタクシーの迎車依頼
- ・ 料金：100円～500円（定額制） ※タクシー会社毎の設定
- ・ 適用条件：電話やアプリでの注文の場合など、お客様の要請により乗車地点までタクシーを回送する場合に適用

#### ※ 迎車回送料金を頂戴しない場合の乗車

- 駅や病院などタクシー乗場待機場所で乗車する場合
- 走行しているタクシーに手を挙げて（合図して）乗車する場合
- 時間制運賃による貸切タクシーを利用されて乗車する場合
- 乗合タクシーに乗車される場合

☆ 詳細につきましては、お近くのタクシー会社または当協会までお問い合わせください。